

水戸労働基準監督署長が「建設業における時間外労働の上限規制」について協力要請を実施

令和5年8月23日、25日



令和5年8月23日

(左) 太田労働基準協会 大藤会長

(右) 関署長



令和5年8月25日

(左) 水戸労働基準協会 柳生会長

(右) 関署長

水戸労働基準監督署（署長 関 英之）は、令和5年8月23日、25日の2日間にわたり、事業主団体である太田労働基準協会及び水戸労働基準協会を訪問し、令和6年度から適用される建設業における時間外労働の上限規制について、建設事業者が遵守することができるよう協力を要請いたしました。

建設業に従事する労働者の長時間労働の背景には、短い工期の設定など、個々の事業主の努力だけでは解決することが困難な課題がみられることから、水戸労働基準監督署では、引き続き、発注者等各種団体と連携し、時間外労働の上限規制や適正な工期設定の周知啓発に努めてまいります。